

青ヶ島村国土強靱化地域計画

令和 4年 3月

青ヶ島村

目次

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ等	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 基本目標.....	2
4 計画期間.....	2
第2章 国土強靱化の基本的な考え方	3
1 青ヶ島村の地域概況.....	4
2 事前に備えるべき目標.....	6
3 脆弱性評価の前提となる事項の設定.....	7
4 脆弱性評価と推進方針の検討.....	9
5 計画の推進と進捗管理.....	10
第3章 脆弱性評価及び推進方針	11
1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の推進方針.....	11
2 施策の重点化.....	26
第4章 強靱化関連施策	27
1 行政機能.....	27
2 健康・医療・福祉.....	31
3 情報通信.....	32
4 経済・産業.....	32
5 リスクコミュニケーション.....	33
6 老朽化対策等.....	34
7 地域づくり.....	35

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ等

1 計画策定の趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなりました。

こうした中、国では、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「国土強靱化基本法」という。）を公布・施行し、翌年6月には国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を閣議決定しました。その中で国は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進しています。その後、平成30年12月に、国基本計画の策定から約5年が経過したこと、平成28年の熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ、国基本計画の見直しが行われました。

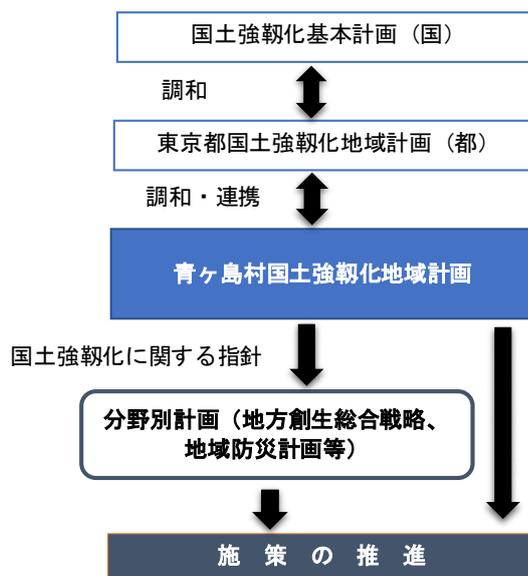
また、国土強靱化基本法第13条では、都道府県又、市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができると規定され、東京都においても「東京都国土強靱化地域計画」（以下「都地域計画」という。）を平成28年1月に策定しています。

青ヶ島村（以下「村」という。）においては、東日本大震災等の教訓を踏まえ、村域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、「青ヶ島村地域防災計画」を策定・運用し、災害から人命を守ることを最優先に、自助・共助・公助の観点に立ってハード・ソフト両面から安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組んでいるところですが、こうした動向を踏まえ、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、村の強靱化に関する指針となる「青ヶ島村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、東京都、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、国基本計画及び都地域計画との調和を図りつつ、村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として位置づけます。

■ 青ヶ島村国土強靱化地域計画の位置づけ ■



3 基本目標

本計画では、国土強靱化基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、次の4つの基本目標を設定し、国土や経済、地域社会が災害などにあっても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことを目指します。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 村及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興が図られること

4 計画期間

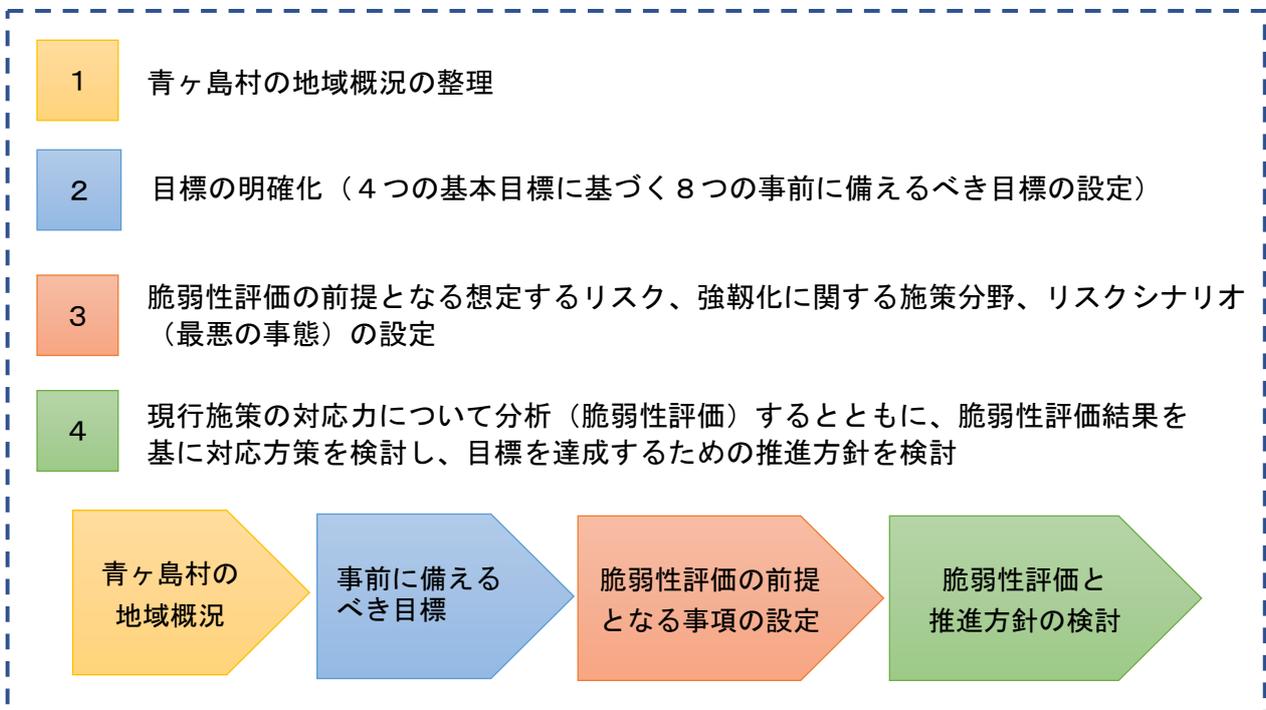
令和4年度を始期とし、おおむね5年程度を目途に、国基本計画や都地域計画の見直しや社会経済情勢等の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

国土強靱化の取組は、本村の地域概況等を踏まえたうえで、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や土地利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性評価」を行うとともに、これを踏まえてこれから何をすべきかという「推進方針」を検討し、重要度・優先度に応じて施策を推進していく点に特徴があります。

脆弱性の評価及び推進方針の検討に当たっては、地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を踏まえ、上位に位置する国基本計画や都地域計画との調和を図りつつ、以下の検討プロセスを経て策定しました。

■ 脆弱性評価を通じた推進方針の検討プロセス ■



1 青ヶ島村の地域概況

(1) 自然的環境

① 位置・面積

青ヶ島の位置は、東京の南方海上約358kmの有人島では、伊豆諸島最南端で、北緯32度27分、東経139度46分に位置します。

面積は、5.96km²、周囲9kmで、卵形の島です。

② 地形・地質

青ヶ島はカルデラを有する典型的な二重式火山の島で、主に玄武岩及び安山岩で形成された成層火山です。南北約3.5km、東西2.5kmの北北西に延び楕円形をなした外輪山及び内輪山より構成されています。本島の歴史は、第4紀の初頭、おそらくは更新世の頃の活動により形成されたものと思われます。

青ヶ島の火山は、構成物質及び及び火山活動の時期によって、① 青ヶ島火山初期噴出物 ② 外輪山溶岩流及び火山砕屑物 ③ 内輪山溶岩流及び火山砕屑物のように、三大別に分けることができます。

島の形容は、世界的にも稀な外輪山と内輪山のはっきりした複式火山で、最高点は、大凸部423mです。カルデラ地帯（池之沢）天明の大噴火により大穴、小穴を持つ内輪山の丸山ができ、現在の姿が形成されました。

集落は、外輪山北側の比較的なだらかな丘陵地帯に集中しています。

③ 気候

青ヶ島は、黒潮暖流の影響を受け、1年を通じて高温多湿で雨が多く、また、風が強いことが特徴です。

年平均気温は約18℃であり、冬でも最低気温が氷点下になることは珍しく、また、年間降水量は約2,800mmです。風向は12月から2月が北西及び北北西、それ以外は東又西寄りの風が卓越し、年平均風速は4.6m/sです。

台風の伊豆・小笠原諸島への接近数は年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧等の影響より大雨、強風、高波となることが多くなっています。

(2) 社会的環境

① 人口・世帯数

国勢調査の結果では、令和2年10月1日現在で、人口総数169人、世帯数118世帯となっており、日本で一番小さな自治体として有名です。高齢化率は18.3%となっています。

昭和50年代以降、長らく横ばいで推移してきましたが、近年では減少傾向となっており、今後は特に年少人口の減少が見込まれます。

■ 人口・世帯等

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口総数	203	214	201	178	169
年少人口 (0～14歳)	40 (19.7%)	41 (19.2%)	35 (17.5%)	24 (17.5%)	21 (12.4%)
生産年齢人口 (15～64歳)	137 (67.5%)	147 (68.7%)	144 (72.0%)	130 (73.0%)	114 (69.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	26 (12.8%)	26 (12.1%)	21 (10.5%)	24 (13.5%)	31 (18.3%)
世帯数	115	131	122	125	118

(注) 人口総数は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の割合は、年齢不詳を除いて算出。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、100%を上下する場合があります。

資料：総務省統計局「国勢調査」

② 産業・文化

青ヶ島は活火山であるため、カルデラの内部では地熱の自然エネルギーに恵まれており、「地熱サウナ」や「製塩事業」に利用しています。島内では古くからサツマイモの栽培が行われており、サツマイモを原料とした焼酎「あおちゅう」は有名です。以前は、観葉植物栽培は露地のみでしたが、近年ではストロングハウスなどを利用した施設栽培により栽培面積が増加しています。

また、大海原に浮かぶ孤島であり、厳しい自然環境と共に暮らす生活の中から、様々な文化や風習が生まれ伝承されています。とりわけ、例年8月10日に開催される「牛祭り」では、帰省客等で島の人口が倍増するほどの盛り上がりを見せています。

③ 道路・交通

島内を一周する道路は青ヶ島本道（都道236号線）がありますが、がけ崩れのため一部が通行止めになっており、青ヶ島港～青宝トンネル～池の沢（カルデラ内）～平成流し坂トンネル～集落が主要経路となっています。

本土との交通は八丈島を経由する必要があります。八丈島との交通は海路と空路があり、海路は連絡船で、空路はヘリコプターで結ばれていますが、連絡船の就航率は天候不良等により50～60%と低い状況です。

また、八丈島から本土への交通は海路と空路があり、海路は東京の竹芝桟橋と大型客船で、空路は羽田空港と飛行機で結ばれています。

2 事前に備えるべき目標

第1章で設定した4つの基本目標に基づき、大規模自然災害を想定してより具体化し、達成すべき目標として「事前に備えるべき目標」を次のとおり設定し、国土強靱化の推進を図ります。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 脆弱性評価の前提となる事項の設定

(1) 想定するリスク

住民の生活・経済に影響を及ぼすリスクとしては、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、近い場所での地震や、南海トラフ地震等の大規模自然災害が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること、地球規模での気候変動に伴う台風の巨大化や短時間豪雨の増加傾向など、大規模自然災害はひとたび発生すれば、甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画で対象とするリスクは「大規模自然災害全般」とし、本村の自然的条件や過去の災害発生、予見の状況を踏まえ、具体的には次の自然災害を想定します。

■ 対象とする自然災害

災害種別	想定する被害の様相等
南海トラフ地震・津波	今後 30 年間に約 70%の確率で発生するとされている南海トラフに起因するマグニチュード8～9クラスの地震・津波により、人身や建物、社会インフラへの甚大な被害を想定
大規模巨大地震及びこれに伴う火災の発生	地震動による建物の倒壊や火災、ライフラインの断絶等による被害の発生を想定
台風・梅雨前線豪雨等による大規模風水害	大型台風や想定し得る最大規模の降雨による風水害(洪水、土砂災害、高潮、風害等)を想定
火山災害	青ヶ島の火山活動の活発化に伴う島外避難や噴火に伴う噴石、溶岩流等、火山現象による影響が島全体に及ぶ事態を想定
複合災害	台風が連続して襲来する場合や地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定

(2) 強靱化に関する施策分野

(3) で設定する「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を回避するため、また、強靱化に関する取組を効果的に推進するため、本計画では次の7つの施策分野を設定し、脆弱性評価を行うものとします。

■ 強靱化に関する施策分野

個別施策分野	① 行政機能	② 健康・医療・福祉	③ 情報通信	④ 経済・産業
横断的分野	A リスクコミュニケーション	B 老朽化対策	C 地域づくり	

(3) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画及び都地域計画を参考にしつつ、想定される自然災害及び本村の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のように設定しました。

■ 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	津波、風水害、土砂災害等による被害の発生
		1-3	大規模な火山噴火による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	帰宅困難者の発生、混乱
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出、森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、風評被害等による地域形成、地域経済等への甚大な影響

4 脆弱性評価と推進方針の検討

脆弱性評価の実施に当たっては、リスクシナリオを縦軸に、施策分野を横軸に配置したマトリクスを作成し、まずは起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な取組（施策）を整理しました。

次に、それぞれの施策の進捗状況を把握し、施策によって「起きてはならない最悪の事態」の回避が可能であるか、不可能である場合に何が足りないかを脆弱性（課題）として評価し、その対応策等を推進方針として取りまとめました。

なお、推進方針の策定に当たっては、基本的な考え方として次の3点に留意しました。

■ 国土強靱化の取組姿勢

- 村の強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- 村が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

■ 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた効果的な施策の推進
- 「自助」「共助」「公助」の適切な組み合わせ、官民の連携と役割分担
- 非常時の防災・減災等の効果のみならず、平時にも有効活用される対策

■ 効率的な施策の推進

- 人口減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえた財政資金の効率的な使用に配慮した施策の推進
- 既存の社会資本の有効活用等による費用の縮減、効率的な施策の推進

■ マトリクスによる脆弱性評価・推進方針検討のイメージ

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策分野				脆弱性評価	推進方針
		行政機能	健康・医療・福祉	情報通信	...		
1. 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊による死傷者の発生	○○○				脆弱性の評価	推進方針の検討
	1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	○○○			○○○○		
	...		○○○○				
2. 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	○○○				脆弱性の評価	推進方針の検討
	2-2		○○○○	○○			
	...	○○○					
3. 必要不可欠な行政機能は確保する	...	○○○		○○○		脆弱性の評価	推進方針の検討
	...						

① リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するために必要な取組を整理

② 個別施策ごとの進捗状況を把握

③ 最悪の事態の回避に向けた既存施策の対応力(課題)について整理

④ 脆弱性の評価結果を踏まえ、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を回避するために今後必要な施策を検討

強化に関する施策分野ごとの推進方針の整理

5 計画の推進と進捗管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進については、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備するとともに、村をはじめ、国、東京都、民間事業者、NPO・ボランティア団体、住民等の叡智を結集し、村の総力をあげた体制で、各々が単独又は連携して取り組むものとします。

また、村域を超えた広域での対応が課題になると考えられることから、これを念頭に置いて連携を図るものとします。

(2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、必要に応じて施策分野別及びそれぞれのリスクシナリオごとの施策の取組状況を把握し、今後の効果的な施策推進につなげるものとします。

(3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化、国及び東京都の強靱化施策の取組状況や本村の各種計画の見直しなどを考慮しつつ、適宜、見直しを行うものとします。

なお、本計画は、他の分野別計画における村の国土強靱化に関する指針として位置づけていることから、「青ヶ島村地域防災計画」をはじめ各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図るものとします。

第3章 脆弱性評価及び推進方針

1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の推進方針

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震による住宅・建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

(市街地等の防災力の向上)

- 島内全体では住宅を含む建物が約150棟ありますが、約7割は建築年が古く、耐震性の向上を図る必要があります。住宅・民間建築物の耐震化に対しては、離島ということもあり、建て替えを個人や企業で検討しても、輸送費や建築に係る人件費が内地より4～6割程度割高となり、老朽化等による建て替えが進みにくい状況です。
- 災害時における沿道建築物の窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀、電柱や街灯の倒壊等による危害の発生も想定され得ることから、沿道建築物の安全化対策を促進する必要があります。
- 島内の建物は平屋建てが多く、また、隣接している建物は少ないものの、多くは2km圏内に密集しており、強風による延焼火災の可能性も抱えていることから出火・延焼の抑制に努める必要があります。

(公共施設等の老朽化、長寿命化対策の推進)

- 島内には旧耐震基準で建てられた建物が公共施設全体で10数%存在しています。また、老朽化している建物もあり、耐震化や老朽化対策、天井等非構造部材の落下防止対策等を進める必要があります。
- 村営住宅については、昭和57年以前の建設された7棟に対して平成30年に耐震診断調査を実施しており、耐震診断結果に基づき順次建て替えを進めていく必要があります。

⇒耐震診断結果の内訳

優先的な建て替え：3棟 改善後建て替え：2棟 改善又は建て替え：1棟 改善：1棟

(地域防災力の向上)

- 地域住民の高齢化、人口減少に対応するため、引き続き消防団における消防力の向上を推進するとともに、防災訓練や消防団による広報活動を通じ、地域における防災力の向上を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 住宅・民間建築物の耐震化等
- 無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策
- 出火・延焼の抑制
- 公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進
- 公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進
- 消防力の強化
- 地域防災力の向上

1-2 津波、風水害、土砂災害等による被害の発生

脆弱性評価のポイント

(津波対策の推進)

○島内の集落については標高が高いため、津波による直接の被害は考えられにくいものの、青ヶ島港、船客待合所等については被害の発生が想定されます。「青ヶ島村地域防災計画（第6部津波避難計画）」に基づき、引き続き避難体制の整備を推進するとともに、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応についても、検討していく必要があります。

(台風対策の推進)

○本村では地形上、洪水による大規模な浸水の危険性は少ないものの、現状台風接近時は各施設、各戸で台風養生等を行っており、大型台風等の増加に伴う風害の防止や高潮発生への備えが必要です。また、気象警報や土砂災害警戒情報等を住民に提供するとともに、避難情報発令の判断に活用していますが、住民が的確に避難行動をとれるよう、警戒避難体制の構築を図る必要があります。

(防災インフラの整備)

○村内には、平成31年1月に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされてます。近年の豪雨等の状況を踏まえ、東京都と密接な連携のもと、土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図る必要があります。

(地域防災力の向上)

○津波浸水域や土砂災害警戒区域等のハザードマップを作成し、避難先や危険な地域の確認を促していますが、より一層周知及び活用に向けていく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進
- 警戒避難体制の整備
- タイムラインの作成・運用
- 土砂災害防止施設の整備促進
- 災害リスクの周知・啓発

1-3 大規模な火山噴火による死傷者の発生

脆弱性評価のポイント

(火山防災対策の推進)

○青ヶ島が火山噴火した場合、避難場所がないため、噴火前の島外避難の検討及び実施に対する備えが必要です。

推進方針（強靱化関連施策）

- 火山防災対策の推進

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○島内の貯水池については全体の4割が耐震化がされている一方、水道の配管に関しては耐震化されていない状況です。配水本管はダクタイル管が主となり、おおむね昭和末期から平成初期に敷設され、30年以上経過していることから、計画的に更新していく必要があります。

(応急・復旧活動体制の整備)

○災害時における応急給水や水道施設の応急復旧を円滑に実施できるよう、引き続き給水用資器材の整備を行っていく必要があります。また、断水時の対策として3日分程度の水の備蓄があるものの、水道配水管が長期で使用不能になった場合の供給方法がないため、対応方を検討していく必要があります。

(物資の調達・供給体制の整備)

○八丈島を結ぶ定期連絡船は欠航することが多く、住民はある程度各自で備蓄をしており、また、村においても災害等に備えて全住民7日分程度の非常食を配備しています。離島であることを踏まえ、引き続き避難の長期化等に備えた住民自身による備蓄を周知・啓発するとともに、東京都と連携し、公的備蓄の充実・確保に努める必要があります。

○村では、東京都及び島しょ町村による災害時の相互応援に関する協定のほか、民間事業者・民間団体との協力体制の確立を推進しています。災害発生時に確実に物資を調達・供給できるよう、平時から東京都及び島しょ町村、民間事業者等と連携して物資・石油燃料等の調達体制を構築するとともに、継続的に体制の整備を進めていく必要があります。

(道路・交通の確保)

○物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするため、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設やヘリポートと集落等をつなぐ道路の更なる整備促進を図るとともに、補完する村道や農道も含めた道路ネットワーク機能の確保を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- | | |
|--------------------|----------------|
| ○水道施設の耐震化、老朽化対策の推進 | ○物資調達・供給体制の整備 |
| ○水道供給体制の整備 | ○石油燃料の確保 |
| ○備蓄の充実・確保 | ○道路ネットワーク機能の確保 |

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価のポイント

(緊急輸送体制の整備)

- 離島であることを踏まえ、空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うためのヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及びこれらの要請の迅速化を準備しておく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 地域住民の高齢化、人口減少に対応するため、引き続き消防団における消防力の向上を推進するとともに、防災訓練や消防団による広報活動を通じ、地域における防災力の向上を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保
- 地域防災力の向上
- 消防力の強化

2-3 帰宅困難者の発生、混乱

脆弱性評価のポイント

(帰宅困難者対策の推進)

- 大規模災害時には観光客が帰宅困難となることを見込まれることから、公共施設における受入スペース等の帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所や、備蓄等について検討しておく必要があります。

(道路・交通の確保)

- 海上輸送拠点となる港湾施設は東京都の管轄ですが、日常点検、巡回は村で行っています。冬季、台風時期の就航率は極端に悪いことから、引き続き就航率の良化のための堤防の延伸工事の促進を図る必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 離島であることを踏まえ、空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うためのヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及びこれらの要請の迅速化を準備しておく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 帰宅困難者対策の推進
- ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保
- 港湾施設等の整備促進

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

脆弱性評価のポイント

(医療救護・福祉活動体制の整備)

○災害時において救護者が多数搬送された場合、現状の医療体制では医療スタッフの不足が懸念されることから、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入れを円滑に行い得る体制を構築しておくとともに、訓練や研修等を通じて、日本赤十字社や医師会、歯科医師会、薬剤師会など、様々な主体による医療救護活動が円滑に実施できる体制を整えておく必要があります。

(道路・交通の確保)

- 島内は狭小な道路が多く、災害時は落石や倒木により道路が不通となる可能性があります。救援活動に係る支援ルートの寸断を防止するため、都道の更なる整備を促すとともに、補完する村道や農道も含めた道路ネットワーク機能の確保を図る必要があります。
- 海上輸送拠点となる港湾施設は東京都の管轄ですが、日常点検、巡回は村で行っています。冬季、台風時期の就航率は極端に悪いことから、引き続き就航率の良化のための堤防の延伸工事の促進を図る必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 離島であることを踏まえ、空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うためのヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及びこれらの要請の迅速化を準備しておく必要があります。
- 災害時における緊急車両の優先的な燃料の供給や防災拠点となる施設への燃料供給確保対策については、エネルギー供給会社に依存しています。エネルギー供給会社との優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設、医療施設等の設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 医療救護体制の充実
- 道路ネットワーク機能の確保
- 港湾施設等の整備促進
- ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保
- 石油燃料の確保

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価のポイント

(感染症対策の推進)

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種を促進するとともに、東京都（保健所）と協力し、消毒等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備する必要があります。また、感染症に関する正しい知識や予防方法等について、様々な媒体を用いて情報発信するとともに、消毒液やマスクをはじめとする感染症対策物品の備蓄を推進する必要があります。
- 避難所における衛生状況の悪化を防ぐため、飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行う体制を整備する必要があります。

(汚水処理施設の整備)

- 本村における浄化槽汚泥の引き抜き頻度は半年に1回程度で、島内に1箇所の処理施設が数か月以上の長期間機能停止になると浄化槽に汚泥が溜まり、能力が低下して不具合が起きることが懸念されます。災害時においても処理施設が適切に機能し、汚水・雨水等の処理が行えるように、施設の適切な管理・更新を進める必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 避難所における衛生管理、感染症対策の強化
- 汚水処理施設等の維持管理

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価のポイント

(避難所設備の充実、避難所運営体制の整備)

- 災害時に指定避難所が有効に活用されるよう、避難所における電力の確保を図るとともに、避難生活環境の向上に必要な設備を検討し、計画的に導入・充実を進める必要があります。一方で、避難所に必要な資機材を購入する場合の保管場所の確保が課題となります。
- 本村の人口規模を踏まえ、災害時の避難所運営は村職員を中心とした対応を想定していますが、村職員のマンパワーでは不足する可能性もあるため、あらかじめボランティアの受付、調整等に係る受入体制の構築を図る必要があります。また、避難生活の長期化が予想される場合は、島外避難も検討する必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 避難所等設備の充実
- ボランティア受入体制の構築等
- 避難所運営体制の整備

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価のポイント

(公共施設等の老朽化、長寿命化対策の推進)

○島内には旧耐震基準で建てられた建物が公共施設全体で10数%存在しています。また、老朽化している建物もあり、耐震化や老朽化対策、天井等非構造部材の落下防止対策等を進める必要があります。

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○防災拠点となる庁舎の非常用電源の稼働可能時間は現在24時間と短いため、今後、燃料の備蓄を行い、使用時間の延長を図る必要があります。また、燃料については、島外からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく八丈島や本土との交通が途絶えた場合の対策として、公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進するなど、エネルギー供給リスクを分散し、エネルギーセキュリティの強化を図る必要があります。

(情報システム基盤の整備)

○防災拠点となる庁舎の非常用電源により情報システムの稼働は確保できるものの、燃料の確保が課題となります。また、本庁舎が被災しても、速やかに被災者支援をはじめとした各種の自治体業務を再開できるよう、住民データの遺失を防ぐとともに、自治体機能の早期復旧を図るための対策を講じる必要があります。

(応急・復旧活動体制の整備)

○大規模災害等が発生した場合でも行政機能不全に陥らないよう、業務継続計画（BCP）の継続的な見直しを行うとともに、災害時の相互応援協定に基づく支援を円滑に受け入れられるよう、受援計画の策定等により、活動体制の整備を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進 | ○情報システムの耐災害性の確保 |
| ○防災拠点施設等における電力の確保 | ○業務継続体制の整備 |
| ○自立・分散型エネルギー等の導入推進 | ○相互応援体制の整備、受援計画の策定 |

(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価のポイント

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

- 防災拠点となる庁舎の非常用電源の稼働可能時間は現在24時間と短いため、今後、燃料の備蓄を行い、稼働時間の延長を図る必要があります。また、燃料については、島外からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく八丈島や本土との交通が途絶えた場合の対策として、公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進するなど、エネルギー供給リスクを分散し、エネルギーセキュリティの強化を図る必要があります。

(情報通信基盤の整備)

- 東京都事業により青ヶ島村に海底光ファイバーケーブルが敷設されていますが、ループ状にはなっていないため、仮にケーブルが損傷した場合はインターネットを介した情報通信が途絶する可能性があるため、情報通信の多重化を推進していく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 防災拠点施設等における電力の確保
- 情報通信基盤の整備
- 自立・分散型エネルギー等の導入推進

4-2 情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

脆弱性評価のポイント

(情報収集・伝達体制の整備)

- 災害時における応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関との相互連絡体制を確立するとともに、住民等への適切かつ迅速な災害広報を行う体制を整備していく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、住民一人ひとりが、地域の危険度を把握したうえで、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災教育を推進していく必要があります。
- 要配慮者に対する避難支援のため、避難行動要支援者名簿の地域との共有及び避難行動要支援者の個別避難計画作成の取組を一層促進する必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 情報収集・伝達体制の整備
- 要支援者避難支援体制の充実
- 地域防災力の向上

(5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

- 災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要があります。

(農業基盤・施設等の整備)

- 農業用水については、配水タンクが池之沢地区の丸山上部に設置されており、貯水池から配水タンクまではポンプによる揚水、配水タンク以降は自然流下で配水されています。主な配管はポリエチレン管ですが、敷設が古い管は一般管（1層）のため漏水のリスクが大きく、必要な対策を進める必要があります。

(道路・交通の確保)

- 海上輸送拠点となる港湾施設は東京都の管轄ですが、日常点検、巡回は村で行っています。冬季、台風時期の就航率は極端に悪いことから、引き続き就航率の良化のための堤防の延伸工事の促進を図る必要があります。
- 港湾から集落までの都道について、2つあるうちの一方は崩壊により通行できない状態が続いています。サプライチェーンの寸断を防止するため、島外から物資を受け入れる際の拠点となる港湾施設やヘリポートと集落等をつなぐ道路の更なる整備の促進を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化
- 農地・農業水利施設等の適切な保全管理
- 港湾施設等の整備促進
- 道路ネットワーク機能の確保

(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○災害時においても電気・ガス等のエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関における施設や設備等の耐震化、燃料備蓄、応急復旧体制の整備等の対策を促進するほか、平時からエネルギー供給に関する災害情報の連絡訓練を実施し、事業者と村との連絡体制を強化する必要があります。

(防災拠点施設の耐災害性の向上)

○防災拠点となる庁舎の非常用電源に供給する燃料については、島外からの輸送に頼っている状況であるため、村内の被害対策だけでなく八丈島や本土との交通が途絶えた場合の対策として、公共施設等における再生可能エネルギーの導入を推進するなど、エネルギー供給リスクを分散し、エネルギーセキュリティの強化を図る必要があります。

(物資の調達・供給対策の推進)

○エネルギー供給会社との優先的な燃料供給について、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化
- 石油燃料の確保
- 自立・分散型エネルギー等の導入推進

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

脆弱性評価のポイント

(ライフライン施設等の耐災害性の向上)

○島内の貯水池については全体の4割が耐震化されている一方、水道の配管に関しては耐震化されていない状況です。配水本管はダクタイル管が主となり、おおむね昭和末期から平成初期に敷設され、30年以上経過していることから、計画的に更新していく必要があります。

(応急・復旧活動体制の整備)

○断水時の対策として3日分程度の水の備蓄があるものの、水道配水管が長期で使用不能になった場合の供給方法がないため、対応方策を検討していく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 水道施設の耐震化、老朽化対策の推進
- 水道供給体制の整備

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価のポイント

(汚水処理施設の整備)

○本村における浄化槽汚泥の引き抜き頻度は半年に1回程度で、島内に1箇所の処理施設が数か月以上の長期間機能停止になると浄化槽に汚泥が溜まり、能力が低下して不具合が起きることが懸念されます。災害時においても処理施設が適切に機能し、汚水・雨水等の処理が行えるように、施設の適切な管理・更新を進める必要があります。

(応急・復旧活動体制の整備)

○大規模地震等により汚水処理機能が不全になると住民の生活環境に重大な支障が生じるため、災害等に伴う影響を最小限に抑え、速やかに汚水処理施設の復旧が行えるよう、体制の整備を図る必要があります。

(トイレ対策の推進)

○本村では浄化槽により生活排水を処理しているため、水を準備できればトイレの使用について当面不自由はないと考えられますが、停電が長期化した場合の対策について検討を進める必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 汚水処理施設等の維持管理
- 下水道事業継続体制の整備

- 災害時トイレ対策の推進

6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

脆弱性評価のポイント

(市街地等の防災力の向上)

- 集落内道路の沿道建築物の窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀、電柱や街灯の倒壊等による危害の発生も想定され得ることから、沿道建築物の安全化対策を促進する必要があります。

(道路・交通の確保)

- 海上輸送拠点となる港湾施設は東京都の管轄ですが、日常点検、巡回は村で行っています。冬季、台風時期の就航率は極端に悪いことから、引き続き就航率の良化のための堤防の延伸工事の促進を図る必要があります。
- 島内は狭小な道路が多く、災害時は落石や倒木により道路が不通となる可能性があります。救援活動に係る支援ルートの寸断を防止するため、都道の更なる整備を促すとともに、補完する村道や農道も含めた道路ネットワーク機能の確保を図る必要があります。
- 災害により道路等が被災し、機能不全に陥ることが想定されるため、被災後、迅速な状況把握、危険の除去、道路啓開等を行う体制を整備する必要があります。

(緊急輸送体制の整備)

- 離島であることを踏まえ、空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うためのヘリコプター離着陸場の整備、船舶による緊急輸送に係る環境整備及びこれらの要請の迅速化を準備しておく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策
- 港湾施設等の整備促進
- 道路ネットワーク機能の確保
- 災害時の応急・復旧支援受入体制の整備
- ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保

(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による二次災害の発生

脆弱性評価のポイント

(防災インフラの整備)

- 村内には、平成31年1月に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定がされています。近年の豪雨等の状況を踏まえ、東京都と密接な連携のもと、土砂災害防止施設について、優先度を明確にして効率的な整備の促進を図る必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 土砂災害防止施設の整備促進

7-2 有害物質の大規模拡散・流出、森林等の被害による地域の荒廃

脆弱性評価のポイント

(環境保全)

- 高圧ガスや危険物等を貯蔵、取り扱っている施設の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を伝達する体制を構築する必要があります。

(森林の保全)

- 島内の森林は災害の防止、土壌保全、快適な環境の形成等の機能を有しています。引き続き森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進する必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 有害物質の拡散・流出防止の推進
- 森林の多面的機能の保全

(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価のポイント

(廃棄物処理対策の推進)

- 大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要となるため、その実施のための事前準備・体制を整備しておく必要があります。

(復興体制の整備)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となる一方、未登記の土地が多いため、調査に期間を要している状況です。また、所有者不明など筆界の確認ができないケースが見受けられます。
- 大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、復興時に関係する団体や組織との連携体制の構築、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の確保など、復興体制の整備について検討しておく必要があります。

(地域防災力の向上)

- 災害時に専門的な技術を要する支援活動と、一般のボランティア活動が相互に連携（役割分担）し、被災者ができるだけ早期に生活再建できるよう、ボランティア活動が円滑に行える体制の構築を図っていく必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 災害廃棄物処理体制の構築
- 地籍調査の推進
- 復興体制の整備
- ボランティア受入体制の構築等

8-2 環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊、風評被害等による地域形成、地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価のポイント

(地域コミュニティ機能の維持・活性化、被災者支援)

- 災害時には自助・共助・公助が一体となることで被害の軽減及び早期の復旧・復興が期待できるため、共助の基盤となる地域コミュニティの活性化を平時から促進する必要があります。
- 被災者の住宅再建、生活再建が滞ることのないよう、その基本となる罹災証明書の交付を迅速に実施できる体制の整備を進めるとともに、災害発生時において、被災者の住宅等を円滑かつ迅速に供給できるよう対応していく必要があります。

(風評被害の防止)

- 災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に提供することにより、地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要があります。

推進方針（強靱化関連施策）

- 地域コミュニティ機能の維持・活性化
- 風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信
- 早期の住宅再建等の支援

2 施策の重点化

強靱化関連施策の推進に当たっては、財源的な制約の中で本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮して施策の重点化を図る必要があります。このため、本村が直面するリスクを踏まえ、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ・緊急度、また、都地域計画と調和を図りながら、重点化すべき起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を選定しました。

重点化する「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は次表のとおりとし、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、必要に応じて重点化の見直しや新たな設定を行うものとします。

■ 重点化する起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)		
Ⅳ Ⅲ Ⅱ Ⅰ 迅速な復旧復興が図られること 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 村及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること 人命の保護が最大限図られること	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による住宅・建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
			1-2	津波、風水害、土砂災害等による被害の発生
			1-3	大規模な火山噴火による死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-2	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞や復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けた事前準備の不足等により復興が大幅に遅れる事態

第4章 強靱化関連施策

本章では、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果と強靱化の推進方針を基に、7つの強靱化に関する施策分野ごとに、最悪の事態回避に向けて推進する施策・事業を掲載します。

それぞれの分野間には相互依存関係があるため、各分野における施策の推進に当たっては、全庁的な推進体制を構築して関連する情報や進捗管理を共有し、また、必要に応じて関係する他の機関等と積極的に協議するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮するものとします。

※) の数字は該当するリスクシナリオを示します。

1 行政機能

(消防力の強化)

1-1) 2-2)

- 消防団の活動力の強化と安全確保のため、今後も計画的な安全装備品の充実・消防車両等の更新により性能・機能強化を図ります。
- 円滑な消防活動のため、日頃より車両・装備品の点検確認を行うとともに、定期的な訓練を実施します。

(南海トラフ地震臨時情報に係る防災対策の推進)

1-2)

- 南海トラフ地震臨時情報を十分に活用し、被害軽減につなげる防災対応を実施できるよう、平時から、村、東京都及び防災関係機関等が連携・協議し、防災体制の確立を図ります。

(警戒避難体制の整備)

1-2)

- 台風の進路は予想されるため、各種災害の発生が予想される際に、空振りをおそれず、適切に避難情報を発令できるよう、実災害や国のガイドライン等を踏まえて適宜、避難情報の発令基準の見直しを行うとともに、村長の不在時等にも対応した全庁をあげた避難情報発令体制の整備を進めます。
- 気象情報や災害情報を迅速かつ正確に提供できる情報収集・伝達体制の整備を進めるとともに、災害が発生するおそれの高い状況において、住民がとるべき避難行動等の浸透を図ります。

(火山防災対策の推進)

1-3)

- 火山噴火の前には地震が発生するなどの予兆があるため、随時、火山活動状況把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ります。
- 関係機関と連携し、火山被害が想定される地域における土石流を対象とした堆積工などのハード対策や、監視観測機器の整備等のソフト対策の促進を図ります。

(水道供給体制の整備)

2-1) 6-2)

- 大規模災害の発生に備え、災害用貯水タンク等の配備を検討します。
- 集水、貯水、ろ過、配水については電源を不要としていますが、塩素注入のみ電源を必要としているため、停電時に非常電源で塩素注入できるよう基盤の改造を検討していきます。

(物資調達・供給体制の整備)

2-1)

- 災害時において不足が想定される物資を確保するため、地方自治体間、民間企業、団体等との連携強化による調達体制の整備、対応の協議を進めます。

(石油燃料等の確保)

2-1) 2-4) 6-1)

- 他市町村への応援要請の可能性も視野に入れつつ、燃料供給業者、国、東京都等と連携したガソリン・重油・L P ガスなどの燃料供給体制の整備を図ります。

(ヘリコプターや船舶による輸送体制の確保)

2-2) 2-3) 2-4) 6-4)

- 警察、消防、自衛隊、海保の航空部隊を早期投入した搬送、救出・救助や重症患者の広域搬送、物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリコプター等の派遣の要請の迅速化に努めます。
- 平時からヘリポートの維持管理を促進するとともに、海路からの物資や人の輸送方法の検討を進めます。

(帰宅困難者対策の推進)

2-3)

- 避難所等における帰宅困難者の受入スペースの設置など一時滞在場所の確保に努めるとともに、帰宅困難者用の毛布、トイレ、食料、医薬品等備蓄品、簡易トイレや発電機など防災資器材等の確保に努めます。
- 長期の定期連絡船欠航の可能性も踏まえ、住民及び事業所等に対する水、食料、トイレ、毛布などの緊急物資の備蓄を定期的に促します。

(避難所等設備の充実)

2-6)

- 避難所における電力の確保を図るとともに、施設・設備の整備を図り、避難生活環境の充実を図ります。

(防災拠点施設等における電力の確保)

3-1) 4-1)

- 村で配備している非常用発電機では賄いきれないような大規模停電が起きた場合に迅速な対応がとれるよう、ポータブル発電機の常設、非常用発電設備の更新・燃料備蓄計画等について検討を進めます。
- 安定した燃料の供給を受けるため、調達方法の検討などに取り組みます。また、自家発電設備の計画的な更新・機能強化に努めます。

(自立・分散型エネルギー等の導入推進)

3-1) 4-1) 6-1)

○公共施設や避難所機能を有する防災拠点施設に太陽光発電を導入するなど、再生可能エネルギーの積極的な活用や、非常時にバッテリーの代わりとなる電気自動車や燃料電池自動車の導入・配置を図り、災害時のエネルギーを確保するとともに、環境負荷の小さい地域づくりを推進します。

(業務継続体制の整備)

3-1)

- 大規模災害発生時においても必要な行政機能を維持するため、業務継続計画（BCP）に基づく訓練・点検や、状況の変化等に応じた計画の見直しを適宜行います。
- 大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎の防災対策を推進するとともに、庁舎機能低下に伴う災害対策本部等の移転先を検討し、迅速に本部機能を移転できるよう機材の確保、訓練を行います。

(相互応援体制の整備、受援計画の策定)

3-1)

○村単独では不足するリソースに応じて、応援協定等の広域支援に基づく応援物資や職員等の受け入れが迅速かつ効果的に行えるよう、連絡体制や集結場所、活動内容の調整に関すること等をあらかじめ定めた受援計画の策定に取り組みます。

(情報収集・伝達体制の整備)

4-2)

- 国や東京都、他市町村、関係機関等と迅速かつ的確に情報の収集・伝達を行うため、東京都災害情報システム（DIS）を運用することにより、情報収集・共有の強化を図ります。
- 村から伝達する避難情報等を有効に住民の避難行動につなげるため、避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、警戒レベルに対応したとるべき避難行動を伝えるなど、避難指示の発令や災害広報の内容が住民等にとって具体的で分かりやすいものになるよう努めます。

(下水道事業継続体制の整備)

6-3)

- 汚水処理施設が長期間機能停止とならないよう、定期点検の実施、部品の確保を行います。
- 速やかに汚水処理機能の復旧が行えるよう、体制の整備を図ります。

(災害時トイレ対策の推進)

6-3)

○簡易トイレの備蓄など、停電時のトイレ対策について検討を進めます。

(災害時の応急・復旧支援受入体制の整備)

6-4)

- 国から派遣されるTEC-FORCEと村、東京都における情報共有・連携強化を推進することにより、応急・復旧活動を迅速に行える体制の充実を図ります。
- 被災時に迅速に道路・交通を確保するため、災害時応援協定を締結している建設事業者との連携の強化を図ります。

(有害物質の拡散・流出防止の推進)

7-2)

- 有害物質の拡散・流出時に汚染の程度を迅速に把握する必要があることから、関係機関と連携のもと、緊急時のモニタリング（大気・水質）体制の強化を図るとともに、危険物質が海に流出した際の各種災害対応の事前計画の策定・訓練を行います。

(災害廃棄物処理体制の構築)

8-1)

- 災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置場を確保し、災害時に円滑な運用ができるよう維持管理に努めます。

(復興体制の整備)

8-1)

- 「青ヶ島村地域防災計画」に基づき、復興体制について具体的に検討するとともに、基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）の検討を推進します。

(早期の住宅再建等の支援)

8-2)

- 罹災証明書の迅速な交付やそれに向けた住家の被害認定調査実施体制の整備に努めます。
- 災害後の建築物等の再建については、今後、災害時の避難、島外での住戸の確保や補助、災害後の支援などの試算を行い、財政調整基金などの活用も視野に入れつつ、対応方策を検討していきます。

(風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信)

8-2)

- 災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等からの正確な情報の収集に努めるとともに、風評被害払拭のため、適切かつ積極的な広報活動を実施します。また、特産品や観光業等の風評被害対策に取り組みます。

2 健康・医療・福祉

(医療救護体制の充実)

2-4)

- 東京都等関係機関との連携のうえ、「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」等に沿った医療救護体制の整備を進めます。
- 災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）の運用体制、受入体制の強化を図ります。

(避難所における衛生管理、感染症対策の強化)

2-5)

- 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からのインフルエンザ等の予防接種の接種率向上を図るとともに、新型コロナウイルス等の様々な感染症予防マニュアルの作成をはじめ、マスク・消毒液・防護服、パーテーション等の資機材の備蓄など、感染症の発生・まん延防止体制の整備を図ります。
- 避難所など平時と異なる生活環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、トイレやごみ保管場所の適正管理、消毒実施など衛生維持対策を進めます。
- 感染症が発生した場合の避難所の分散設置、個室を備えた施設の確保、レイアウトの工夫、換気の実施など、避難所開設の注意事項等のマニュアルを作成し、密を防ぐ避難所環境の整備を図ります。

(避難所運営体制の整備)

2-6)

- 災害時に指定避難所が有効に活用されるよう、迅速に開設できる体制を構築するとともに、新型コロナウイルス感染症の対策や要配慮者や男女双方の視点を踏まえた「避難所運営マニュアル」の作成に努めます。また、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進めます。
- ペットとの同行避難後の一時飼育可能な避難所スペースの確保、また、負傷したペットや飼い主が死亡等した場合のペットを一時保護・収容するための施設等の整備に係る検討を進めます。
- 避難生活の長期化が予想される場合等の島外避難方法について、東京都と協議を進めます。

(ボランティア受入体制の構築等)

2-6) 8-1)

- 災害発生後、円滑な災害ボランティアセンターの設置、運営が行えるよう、平常時から社会福祉協議会等関係機関と連携したボランティア活動の支援体制の整備、避難所の運営人材確保などを進めます。

(要支援者避難支援体制の充実)

4-2)

- 現在、村職員・消防団が連携して支援体制を構築しており、引き続き避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成を進めるなど、地域における避難支援体制の整備を推進します。

3 情報通信

(情報システムの耐災害性の確保)

3-1)

- 庁内に配置されているパソコン等の転落・転倒対策等の検討、非常時優先業務の実施に必要なデータ・記録等の保護及び定期的なバックアップ等を実施します。また、バックアップデータを用いた復旧作業の訓練実施を検討していきます。
- 重要情報の損失回避のため基幹システムのクラウド化やA I 等新技術の導入等の検討を進めます。

(情報通信基盤の整備)

4-1)

- 東京都に対する海底光ファイバーケーブルのループ化の要望、海底光ファイバーケーブル以外の通信手段の検討など、非常時における情報通信基盤の多重化を図ります。

4 経済・産業

(ライフライン施設の耐震化等の促進、各機関等との連携強化)

5-1) 6-1)

- 各ライフライン機関における、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄、自立・分散型エネルギーの導入等の対策を促進するほか、村においても、平時から訓練や協議等を実施し、連携体制の強化を図ります。

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)

5-1)

- 農業水利施設の一般管については2層管に順次更新し、漏水リスクの低減を図ります。
- 農業水利施設の非常用発電機による運用など、揚水ポンプの停電時対応を検討していきます。

5 リスクコミュニケーション

(地域防災力の向上)

1-1) 2-2)

- 災害時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、各種の避難訓練など実働的な訓練を実施するとともに、都度検証を行い、地域防災力の向上を図ります。
- ハザードマップなど地域における災害の発生リスクや適切なタイミングでの避難、周囲への避難の呼びかけなどの対処方法等の周知・啓発を継続して行い、防災・減災意識の高揚に努めます。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、地域と連携した防災力の向上を推進します。

(タイムラインの作成・運用)

1-2)

- 災害発生の事前予測がある程度可能な台風について、とるべき防災対応を時系列に沿ってまとめたタイムライン（事前防災行動計画）の作成・運用により、被害の最小化を図ります。また、住民や事業者においても適切な避難行動等がとれるよう、とるべき措置をあらかじめ時系列で整理した「マイ・タイムライン（防災行動計画）」の普及に取り組みます。

(災害リスクの周知・啓発)

1-2)

- 土砂災害警戒区域等が変更になった場合は必要に応じハザードマップを更新します。また、災害時の地域の危険性を住民に周知するため、ハザードマップの活用方法について周知・啓発を行います。

(備蓄の充実・確保)

2-1)

- 避難の長期化に備えた住民自身による備蓄を推進するとともに、避難所への避難者及び避難所外避難者に食料・飲料水・生活必需品等を提供するため、備蓄目標数量を計画的に確保し、公的備蓄の充実に努めます。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化)

8-2)

- 防災訓練等を通じ、消防団等を中心に地域住民や事業所等が協力し合う機運を高め、地域コミュニティの活性化を図ります。

6 老朽化対策等

(公共建築物の耐震対策、老朽化対策の推進)

1-1) 3-1)

○築後30年の大規模改修やその後の建て替えが必要な施設について、計画的に耐震化・老朽化対策を推進します。

(公営住宅の耐震対策、老朽化対策の推進)

1-1)

○村営住宅の耐震診断結果に基づき、順次建て替えを実施します。

(水道施設の耐震化、老朽化対策等の推進)

2-1) 6-2)

○敷設年数の古い導水管、送水管、配水管の耐震化を検討します。

○ダクタイル管の交換時期となる敷設後40～60年が近づいているため、計画的な更新を推進します。

(港湾施設等の整備促進)

2-3) 2-4) 5-1) 6-4)

○東京都と連携のもと、定期連絡船の就航率良化のための堤防延伸工事の促進を図ります。

(汚水処理施設等の維持管理)

2-5) 6-3)

○汚水処理施設の耐震化、浸水・停電対策をはじめ、計画的な施設の改築・更新を進めます。

○汚水処理施設が機能停止となった場合は、保健所と協議のうえ、浄化槽汚泥物の埋め立て処理等の対応により衛生環境の保全を図ります。

7 地域づくり

(住宅・民間建築物の耐震化等)

1-1)

- 住宅・民間建築物の建て替え等に対する、行政的な支援方策について検討を進めるとともに、耐震診断、耐震改修等の耐震化についての普及・啓発を行い、住宅・民間建築物の耐震性向上の促進を図ります。

(無電柱化の推進、沿道建築物等の安全対策)

1-1) 6-4)

- 東京都と協議のうえ、無電柱化の実施を検討していきます。
- 集落内沿道建築物所有者へ建築物等の安全化対策を促していきます。

(出火・延焼の抑制)

1-1)

- 円滑な消防活動のため、防火水槽及び自然水利を消火用水として活用できるように水際へのアクセス性を改善するなど、消防水利の整備を促進するとともに、防火帯の整備について検討を進めます。

(土砂災害防止施設の整備促進)

1-2) 7-1)

- 豪雨等により土砂災害の発生が想定される地域について、東京都と協力して防災施設の新設、整備を進め、国土の保全と住民等の安全の確保を図ります。

(道路ネットワーク機能の確保)

2-1) 2-4) 5-1) 6-4)

- 村道の定期的な目視点検、危険物の早期除去を行い、道路の損傷を予防します。
- 大規模災害による緊急輸送ネットワークの分断を回避するため、東京都と連携して、緊急性の高い箇所から計画的に都道・村道の整備を行うなど、複数の輸送ルート確保による道路ネットワークの整備を推進します。また、災害時の情報共有、迂回路の設定、応急復旧での応援など、相互に協力して対応する体制の整備を図ります。

(森林の多面的機能の保全)

7-2)

- 森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や環境教育を推進します。

(地籍調査の推進)

8-1)

- 土地の所有状況を明確にするとともに、土地の有効活用を図るため、着実な地籍調査の実施に努めます。

青ヶ島村国土強靱化地域計画

発行 令和4年3月

編集 青ヶ島村役場 総務課

〒100-1701 東京都青ヶ島村無番地

TEL. 04996-9-0111（代表）